

## 中国・貧困化する “失地農民”

近年、中国では農地を失う農民の増加が新たな社会問題となっている。いわゆる“失地農民”は已に四、〇〇〇万人を超え、更に年二〇〇万人規模で増加しているという。

農村から都市への労働力の移動は、一般には所得水準の向上を意味するものであるが、中国の場合は“失地農民”の貧困化という現象をもたらしているようである。中国社会科学院の調査（二〇〇七年）によれば、経済発展の遅れている西南のある省では彼等の二四・八%が絶対貧困層（一人当り年収六八元以下）に転落しているという（『農民日報』08.3.10）。



農地を失った農民の貧困化には様々な要因があるが、その一つに挙げられるのが農業（農村）と非農業（都市）を峻別する戸籍制度である。都市戸籍のない農民労働者（農民工）の都市での正規の就業には困難が伴う。金融業やサービス業ではもちろん、製造業や建設業でも差別は残されたままである。

彼等は就業面ばかりでなく子供の教育や社会保障面でも不利な立場にある。現状の社会保障制度はそのほとん

どが戸籍制度と一体化しているため、農民労働者は都市住民と同様の社会保障が享受できない。一般の出稼農民でも病気（労災）や失業は大きな痛手であるが、最低生活を保障してくれるはずの農地を持たない“失地農民”にとっては致命的である。問題の解決には社会保障の根底にある戸籍制度を改める必要がある。

貧困化の第二の要因は農地収用の補償水準が低すぎることにあり、「土地管理法」（一九八七年施行）では、収用された農地の収用前三年間の平均生産額が補償基準となっているが、この農産物価格を基準とした補償水準が低すぎたうえ、それが二〇年間も改められていないのである。

“失地農民”貧困化のもう一つの要因には“以租代徴”という農地の違法収用がある。それは、地方政府（村民委員会など）が農家の請負っている農地を逆租借し、転用申請をせずに開発業者に転売する実質的な農地収用行為である。転売価格交渉は農地所有権者の村と業者間で行われ、使用権者である農家には最高でも農産物補償しか行われない。河南省蘭考県の例では農家補償が一ムー当り四万七、七〇〇元で、転売価格は五〇万円であったという（『人民日報』08.1.25）。

“以租代徴”の背景にあるのは、年々厳しくなりつつある農地転用審査と地方政府の財政難であるが、このような実質的な農地の強制収用は、“失地農民”を増加させるばかりでなく、一・二億haを死守しようとする国家の基本農田政策を危くするものでもある。

（小林熙直 アジア研究所教授）

しかし、プミブトラ政策がマレー文化を基礎としたイスラムと関係しており、イスラム化の流れの中でプミブトラ政策がイスラムに埋没する可能性を持っている。マレー人の間には「イスラム国家」に向けた流れができてきた。その顕著なものが金融部門のイスラム化である。同政策を埋没させることにより、プミブトラマインリテイを特別な問題とする必要性がなくなり、一般的な経済・所得格差とする欧米諸国と同じ貧困対策や福祉政策となる。

イスラムでは私有制度を前提としながらソーシャルネットワークを拡大採用することにより、弱者救済はクルアーンの教えにかなったことである。残された問題は、マレー人、中国人、インド人の三民族間の経済格差を経済発展の過程で吸収し、いかに「国家らしく」するかにあり、その力量がマレー人に問われている。

最後にマレーシアのイスラム化は国際経済にとつて脅威とはならない。イスラム経済は多様な私有制を前提とした市場経済を是認し、金融商品の多様化を促進している。社会主義運動の中で飛び跳ねた暴力至上主義のグループと社会主義が結びつかないように、精神的活動であるイスラムとテロは異質なものであることを理解する必要があるだろう。

（みきとしお・札幌学院大学教授）

前号（129号）に、誤りがありましたので訂正してお詫び申し上げます。

目次「アジアの窓」

誤 野副伸一 正 石川幸一